

令和6年
3月発行



ほうかつだより

回覧

ご存じですか？成年後見制度

認知症や知的・精神障害などで判断能力が十分でなくなった人は、預貯金などの管理や介護サービスの契約などを自分で行うことが難しくなる場合があります。

また、自分に不利な契約を結んでしまう、消費者被害にあうなどの恐れもあります。そのような時、生活、財産や権利を守り、地域で安心して暮らせるように支援するのが『成年後見制度』です。

例えば

兄弟姉妹がおらず身近な親族がいない。
お金の管理が難しくなった時にどうすればいいの？



親が認知症で一人暮らしをしているが、悪徳商法に騙されないか心配。

知的・精神障害のある高齢の親族が、消費者被害にあいそうになったので今後は心配。



成年後見制度には大きくわけて
2種類の制度があります！



法定後見制度：すでに判断能力が不十分になっている方を対象にした制度。家庭裁判所は本人の判断能力の程度に応じて、本人の権利を守る成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）を選任します。

任意後見制度：判断能力が十分ある間に将来の不安に備えて、あらかじめ自分で決めた相手と公証役場で支援内容を公正証書として作成し、契約します。

地域包括支援センターでは成年後見制度に関する相談（制度の説明、申し立て方法、書類の書き方）普及・啓発などを行っています。

「どのような制度なのか詳しく知りたい」「とりあえず話を聞いてみたい」と思われた時には最寄りの包括支援センターまたは、成年後見制度の総合相談窓口である久留米市成年後見センター（0942-30-2732）へご相談ください。

地域包括支援センターは、地域の皆様や関係機関との協働による高齢者の支援や専門的な地域課題を解決するためのネットワークづくりを目指しています。

